

第27-(1)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	オービーシーセイカ
法人名	オービーシー製菓
法人番号	90000000000000
(フリガナ)	
代表者氏名	(印)

※	一連番号	翌年以降 送付不要	<input checked="" type="checkbox"/>
税務署	所管 要否	整理 番号	
申告年月日	平成 年 月 日	申告区分	指導等 庁指定 局指定
申告区分			
通信日付印	確認印		
年 月 日			
指 導 年 月 日	相談	区分1	区分2
平成			

法人用

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 28 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成 29 年 3 月 31 日

(中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①					4	5	4	4	5	7	6	0	0	0	03
消費税額	②					2	8	6	3	0	8	2	8	8		06
控除過大調整税額	③															07
控除	控除対象仕入税額	④				1	5	5	2	6	8	3	6	1		08
除	返還等対価に係る税額	⑤								1	9	8	1	2	3	09
税	貸倒れに係る税額	⑥														10
額	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦				1	5	5	4	6	6	4	8	4		13
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧														13
差引税額	(②+③-⑦)	⑨				1	3	0	8	4	1	8	0	0		15
中間納付税額	⑩															16
納付税額	(⑨-⑩)	⑪				1	3	0	8	4	1	8	0	0		17
中間納付還付税額	(⑩-⑨)	⑫														18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬														19
	差引納付税額	⑭														20
課税売上割	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮				4	5	4	1	4	3	2	0	7	3	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯				4	5	4	1	4	3	2	0	7	3	22
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰														51
	差引税額	⑱				1	3	0	8	4	1	8	0	0		52
譲渡割額	還付額	⑲														53
	納税額	⑳				3	5	3	0	6	5	0	0			54
中間納付譲渡割額	(⑲-⑳)	㉑														55
納付譲渡割額	(⑳-㉑)	㉒				3	5	3	0	6	5	0	0			56
中間納付還付譲渡割額	(㉑-㉒)	㉓														57
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔														58
	差引納付譲渡割額	㉕														59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳					1	6	6	1	4	8	3	0	0		60

付記事項	割賦基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式			41
	上記以外	<input checked="" type="checkbox"/>	一括比率式			
事項	特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input checked="" type="checkbox"/>	基準期間の課税売上高		0千円	
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
	6.3%分	4,544,576千円	286,308,288円			
⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分		円			
	6.3%分		130,841,804円			
還す付るを金受融け機よ開う等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	※税務署整理欄					
税理士署名押印	(印)					
	(電話番号 - -)					
<input checked="" type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input checked="" type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

㉓=(㉑+㉒)-(㉔+㉕+㉖)・修正申告の場合 ㉓=㉑+㉒
 ㉔が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課税期間		28・4・1 ~ 29・3・31		氏名又は名称	オービーシー製菓
項 目				金 額	
	課税売上額（税抜き）	①		円	
					4,541,432,073
	免税売上額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			※申告書の⑬欄へ 4,541,432,073
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			4,541,432,073
	非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			※申告書の⑭欄へ 4,541,432,073	
課税売上割合（④ / ⑦）				[100 %]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧		※注2参照		2,661,743,343
	課税仕入れに係る消費税額（⑧×6.3/108）	⑨		※注3参照	155,268,361
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩		※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください	
	特定課税仕入れに係る消費税額（⑩×6.3/100）	⑪		※注3参照	
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑬			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑪+⑫±⑬）				⑭	155,268,361
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（⑭の金額）				⑮	
課税5億売上高が超えた場合は	課税95%未満の場合	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	150,228,198
			⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑰	5,040,163
			個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑯+(⑰×④/⑦)]	⑱	155,268,361
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (④×④/⑦)	⑲	
控除の税調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額		⑳		
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額		㉑		
差引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時		㉒		※申告書の④欄へ 155,268,361
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時		㉓		※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額				㉔	※申告書の③欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記入する。
 3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑩} = \left[\frac{\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)}}{100} \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\frac{\text{特定課税仕入対価の返還等の金額}}{100} \times \frac{6.3}{100} \right]$$
 4 ⑩及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
 5 ㉓欄と㉔欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書㉓欄に記入する。
 (平成27.10.1以後終了課税期間用)